

- 2 支援センターは、必要があるときは、法務大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3 政府及び地方公共団体（以下「政府等」という）は、前項の規定により支援センターがその資本金を増加するときは、支援センターに出資することができる。

4 政府等は、前項の規定により支援センターに出资するときは、土地、建物その他の土地の定着物（以下「土地等」という。）を出資の目的とすることができる。

5 前項の規定により出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

6 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

7 政府等以外の者は、支援センターに出資することができない。

第十八条 支援センターでない者は、日本司法支援センターという名称を用いてはならない。
第二款 日本司法支援センター評価委員会

（日本司法支援センター評価委員会）

第十九条 法務省に、支援センターに関する事務を処理させるため、日本司法支援センター評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 支援センターの業務の実績に関する評価に関すること。

二 その他この法律によりその権限に属させられた事項を処理すること。

3 評価委員会の委員には、少なくとも最高裁判所の推薦する裁判官一人以上が含まれるようにしなければならない。

4 前二項に定めるもののほか、評価委員会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他評価委員会に關し必要な事項については、政令で定める。

第三款 設立

（理事長及び監事となるべき者）

第二十条 法務大臣は、支援センターの長である理事長となるべき者及び監事となるべき者を指名する。

2 法務大臣は、前項の規定により理事長となるべき者及び監事となるべき者を指名しようとする

るときは、あらかじめ、最高裁判所の意見を聴かなければならぬ。

人通則法（平成十一年法律第三百三号）をいう。以下同じ。）の規定による認可、承認、認定及び届出に係る書類並びに報告書その他の法務省令で定める書類を法務大臣に提出しようとするときは、これらの書類を調査しなければならない。

6 監事は、その職務を行うため必要があるときは、支援センターの子法人（支援センターがその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。以下同じ。）に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

7 前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。

8 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるとときは、理事長又は法務大臣に意見を提出することができる。

9 法務大臣は、前項の規定による監事の意見の提出があつたときは、遅滞なく、その内容を最高裁判所に通知しなければならない。

10 理事は、理事長の定めるところにより、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。ただし、理事事が置かれていないときは、監事とする。

11 前項のただし書の場合において、同項本文の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行ふ監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。

（理事長等への報告義務）

第二十三条の二 監事は、役員（監事を除く。）が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又はこの法律若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事長に報告するとともに、法務大臣に報告しなければならない。

2 法務大臣は、前項の規定による報告があつたときは、遅滞なく、その内容を最高裁判所に通知しなければならない。

（役員の任命）

第二十四条 理事長は、支援センターが行う事務及び事業に関して高度な知識を有し、適切、公正かつ中立な業務の運営を行うことができる者（裁判官若しくは検察官又は任命前二年間にこれらであった者を除く。）のうちから、法務大臣が任命する。

2 監事は、法務大臣が任命する。

3 法務大臣は、前二項の規定により理事長又は監事を任命しようとするときは、あらかじめ、最高裁判所の意見を聽かなければならない。

4 法務大臣は、第一項又は第二項の規定により理事長又は監事を任命しようとするときは、必要に応じ、公募（理事長又は監事の職務の内容、勤務条件その他必要な事項を公示して行う）する。以下この項において同じ。候補者の募集をいう。以下の項において同じ。）の活用に努めなければならない。公募によらない場合であつても、透明性を確保しつつ、候補者の推薦の求めその他の適任と認める者を任命するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 理事は、第一項に規定する者のうちから、理事長が任命する。

6 理事長は、前項の規定により理事を任命したときは、遅滞なく、法務大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

7 法務大臣は、第一項又は第二項の規定により理事長又は監事を任命したときは、遅滞なく、その旨を最高裁判所に通知しなければならない。

（理事の任期）

第二十五条 理事の任期は、二年とする。ただし、補欠の理事の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員の解任）

第二十六条 法務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が準用通則法第二十二条の規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。理事長又は理事が裁判官又は検察官となつたときも、同様とする。

2 法務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

1 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

2 職務上の義務違反があるとき。

3 前項に規定するものほか、法務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員（監事を除く。）の職務の執行が適当でないため支援センターの業務の実績が悪化した場合であつて、その役員に引き継ぎ当該職務を行わせることが適切でないと認めるときは、その役員を解任す

| | |
|----|--|
| 4 | 法務大臣は、前二項の規定により理事長又は監事を解任しようとするときは、あらかじめ、最高裁判所の意見を聴かなければならない。 |
| 5 | 法務大臣は、第一項から第三項までの規定により理事長又は監事を解任したときは、遅滞なく、その旨を最高裁判所に通知しなければならない。 |
| 6 | 理事長は、第二項又は第三項の規定により理事長を解任したときは、遅滞なく、法務大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。 |
| 7 | (役員及び職員の秘密保持義務) |
| 8 | 第二十七条 支援センターの役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。 |
| 9 | (役員及び職員の地位) |
| 10 | (日本司法支援センター評価委員会の意見の申出) |
| 11 | 第二十八条の二 法務大臣は、準用通則法第五十条の二第二項の規定による届出があつたときは、その届出に係る報酬及び退職手当（次項において「報酬等」という。）の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。 |
| 12 | 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、法務大臣に対し、意見を申し出ることができる。 |
| 13 | (審査委員会) |
| 14 | 第二十九条 支援センターに、その業務の運営に関する特に弁護士及び隣接法律専門職者の職務の特性に配慮して判断すべき事項について審議させるため、審査委員会を置く。 |
| 15 | 審査委員会の委員（以下この条において「委員」という。）は、次に掲げる者（支援センターの役員及び職員以外の者に限る。）につき理事長が任命する。 |
| 16 | 一 最高裁判所の推薦する裁判官 一人 二 檢事総長の推薦する検察官 一人 三 日本弁護士連合会の会長の推薦する弁護士 二人 |
| 17 | 四 優れた識見を有する者 五人 |
| 18 | 第五章 第二十五条ただし書、第二十六条第二項、第三十二条及び第二十八条並びに準用通則法第二号までに規定する資格を失つたときは、当該委員を解任しなければならない。 |
| 19 | 理事長は、第四項において準用する第二十六条第二項の規定により裁判官、検察官又は弁護士である委員を解任したときは、遅滞なく、その旨をそれぞれ最高裁判所、検事総長又は日本弁護士連合会の会長に通知しなければならない。 |
| 20 | 理事長は、第四項において準用する第二十六条第二項の規定により裁判官、検察官又は弁護士である委員を解任したときは、遅滞なく、その旨をそれぞれ最高裁判所、検事総長又は日本弁護士連合会の会長に通知しなければならない。 |
| 21 | 理事長は、次に掲げる事項について決定をしようとするときは、審査委員会の議決を経なければならない。 |
| 22 | 一 契約弁護士等（支援センターとの間で、次条に規定する支援センターの業務に関し、他人の法律事務を取り扱うことについて契約をしている弁護士、弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士共同法人及び隣接法律専門職者をいう。以下同じ。）の法律事務の取扱いについて苦情があつた場合の措置その他の当該契約に基づき契約弁護士等に対しても措置に関する事項（あらかじめ、審査委員会が軽微なものとしてその議決を経ることを要しないものとして定めたものを除く。） |
| 23 | 二 第三十五条第一項に規定する法律事務取扱規程の作成及び変更に関する事項 |
| 24 | 審査委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。 |
| 25 | (業務の範囲) |
| 26 | 第三十条 支援センターは、第十四条の目的を達成するため、総合法律支援に関する次に掲げる業務を行う。 |
| 27 | 一 次に掲げる情報及び資料を収集して整理し、情報通信の技術を利用してする方法その他の |

方法により、一般の利用に供し、又は個別の依頼に応じて提供すること。

定援助対象者を援助する場合にあつては、イ（1）に定める手続に必要な書類又は電磁的記録の作成を依頼して支払うべき報酬及びその作成に必要な実費の立替えをすること。

二 ハに規定する立替えに代え、ハに規定する報酬及び実費に相当する額を支援センタ

一に支拂うことを終した者のため適當な契約弁護士等にハに規定する書類又は電磁的記録を作成する事務を取り扱わせるこ

ホ 弁護士法その他の法律により法律相談を取り扱うことを業とすることができる者に

二 沿用法相談（以下この項において単に「法律相談」という。）（刑事に関するものを除く。次号及び第四号において同じ。）を実施すること。

親族がないことその他の理由により弁護士、弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士等の間では専門用語の「アドバイス」

共同法人又は隣接法律専門職者のサービスの提供を自発的に求めることが期待できないものを援助するため、自立した日常生活及び社

会生活を営むに当たり必要な法律相談を実施すること。

著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、その被災地において法律相談を円滑に実施す

ることが特に必要と認められるものとして政令で指定するものが発生した日において、民

事上の法律関係に著しい混乱を生ずるおそれがある地区として政令で定めるものに住所、

居所、営業所又は事務所を有していた国民等を援助するため、同日から起算して一年を超

えない範囲内において総合法律支援の実施体制その他の当該被災地の実情を勘査して政令

で定める期間に限り、その生活の再建に当たり必要な法律相談を実施すること。

五 特定侵害行為（ストーカー行為等の規制等）に関する法律（平成十二年法律第八十一号）

第二条第一項に規定するつきまとい等若しくは同条第三項に規定する位置情報無承諾取得

等、児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条に規定する児童

虐待又は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三

(但書等に開示する場合を除く。)第十一号第一条第一項に規定する配偶者からの暴力をいう。以下この号において同じ。)

を現に受けている疑いがあると認められる者を援助するため、特定侵害行為による被害の防止に関する必要な法律相談を実施すること。

六　國の委託に基づく国選弁護人及び国選付添人（以下「国選弁護人等」という。）の選任並びに国選被害者参加弁護士の選定に関する次に掲げる業務

イ　裁判所若しくは裁判長又は裁判官の求めに応じ、支援センターとの間で国選弁護人等の事務を取り扱うことについて契約をしている弁護士（以下「国選弁護人等契約弁護士」という。）の中から、国選弁護人等の候補を指名し、裁判所若しくは裁判長又は裁判官に通知すること。

ロ　犯罪被害者等保護法第十一条第一項の規定による請求があつた場合において、裁判所に対し、これを通知するとともに、同条第二項の規定により提出を受けた書面を送付すること。

ハ　支援センターとの間で国選被害者参加弁護士の事務を取り扱うことについて契約をしている弁護士（以下「被害者参加弁護士及びハの通知に基づき国選被害者参加弁護士及びハの通知に依る弁護士」という。）の中から、国選被害者参加弁護士の候補を指名し、裁判所に通知すること。

二　イの通知に基づき国選弁護人等に選任された国選弁護人等契約弁護士及びハの通知に基づき国選被害者参加弁護士に選定された被害者参加弁護士契約弁護士にその事務を取り扱わせること。

七　弁護士、弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士共同法人又は隣接法律専門職者がその地域にないことその他の事情によりこれらの者に対して法律事務の取扱いを依頼することに困難がある地域において、その依頼に応じ、相当の対価を得て、適当な契約弁護士等に法律事務を取り扱わせること。

八　被害者等の援助に関する次に掲げる情報及び資料を収集して整理し、情報通信の技術を利用する方法その他の方法により、一般的の利用に供し、又は個別の依頼に応じて提供すること。この場合においては、被害者等の援助に精通している弁護士を紹介する等被害者の援助が実効的に行われることを確保すること。

イ　刑事手続への適切な関与及び被害者等が受けた損害又は苦痛の回復又は軽減を図ること。

九　次に掲げる被害者等であつて、当該被害に係る刑事手続への適切な関与又は損害若しくは苦痛の回復若しくは軽減を図るために訴訟その他の手続の準備及び追行に必要な費用の支払によりその生活の維持が困難となるおそれがあるものを包括的かつ継続的に援助するため、当該被害に係る刑事手続への適切な関与又は損害若しくは苦痛の回復若しくは軽減を図るために必要な法律相談を実施すること。

ロ　口又は損害若しくは苦痛の回復若しくは軽減を図るために必要な法律相談を実施すること並びに契約弁護士等にこれらに必要な法律事務及びこれに付随する事務を取り扱わせること。

イ　口又は損害若しくは苦痛の回復若しくは軽減を図るために必要な法律相談を実施すること並びに契約弁護士等にこれらに必要な法律事務及びこれに付隨する事務を取り扱わせること。

九　次に掲げる罪又はその未遂罪の被害者等に故意の犯罪行為により人を死亡させた罪

十　(2) 刑法第百七十六条、第百七十七条若しくは第一百七十九条の罪又はその犯罪行為にこれらの罪の犯罪行為を含む罪（（1）に掲げる罪を除く。）

ロ　人の生命又は心身に被害を及ぼす罪として政令で定めるもの（イに規定する罪を除く。）の犯罪行為により被害者が政令で定める程度の被害を受けた場合における当該犯罪行為の被害者等

十一　国、地方公共団体、弁護士会、日本弁護士連合会及び隣接法律専門職者団体、弁護士、弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士共同法人及び隣接法律専門職者、裁判外紛争解決手続を行う者、被害者等の援助を行う団体その他の者並びに高齢者又は障害者の援助を行う団体その他の者との関係する者の間における連携の確保及び強化を図ること。

十二　支援センターの業務に関し、講習又は研修を実施すること。

十三　前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2　支援センターは、前項の業務のほか、これら の業務の遂行に支障のない範囲内で、第三十四条第一項に規定する業務方法書で定めるところにより、国、地方公共団体、公益社団法人若し い。

2　支援センターは、前項の業務のほか、これら の業務の遂行に支障のない範囲内で、第三十四条第一項に規定する業務方法書で定めるところにより、国、地方公共団体、公益社団法人若し い。

3　支援センターは、第三十条第一項第一号、第七号及び第八号並びに同条第二項第一号の各業務の運営に当たっては、地方公共団体、弁護士会、日本弁護士連合会及び隣接法律専門職者団体、弁護士、弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士共同法人及び隣接法律専門職者、裁判外紛争解決手続を行う者、被害者等の援助を行う団体その他の者並びに高齢者又は障害者の援助を行う団体その他の者との関係する者の間における連携の確保及び強化を図ること。

2　支援センターは、前項の業務に附帯する業務を行うこと。

4　支援センターは、前項の業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、第三十四条第一項に規定する業務方法書で定めるところにより、国、地方公共団体、公益社団法人若し い。

2　支援センターは、前項の業務のほか、これら の業務の遂行に支障のない範囲内で、第三十四条第一項に規定する業務方法書で定めるところにより、国、地方公共団体、公益社団法人若し い。

3　支援センターは、前項の業務のほか、これら の業務の遂行に支障のない範囲内で、第三十四条第一項に規定する業務方法書で定めるところにより、国、地方公共団体、公益社団法人若し い。

4　支援センターは、前項の業務のほか、これら の業務の遂行に支障のない範囲内で、第三十四条第一項に規定する業務方法書で定めるところにより、国、地方公共団体、公益社団法人若し い。

5　地方公共団体は、支援センターに対しても、その地域において行われる第三十条に規定する業務に関し必要な協力をできる。

6　支援センターは、業務の運営に当たり、弁護士会及び日本弁護士連合会並びに隣接法律専門職者団体に対して、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

一　その委託に係る法律事務を契約弁護士等に取り扱わせること。

二　前号の業務に附帯する業務を行うこと。

三　支援センターが前二項の業務として契約弁護士等に取り扱わせる事務については、支援センターがこれを取り扱うことができるものと解してはならない。

(業務の合目的性)

第三十一条　前条第一項第一号から第五号まで及び第七号から第九号までの各業務並びに同条第二項第一号の業務は、その利益を得る者の権利を実現することに資すると認められる限りにおいて行うものとする。

(支援センター等の義務等)

第三十二条　支援センターは、前条に規定する業務が、これを必要とする者にとって利用しやすいものとなるよう配慮するとともに、第三十条第一項第二号から第六号まで及び第九号の各業務について、その統一的な運営体制の整備及び全国的に均質な遂行の実現に努めなければならない。

第三十三条　契約弁護士等は、支援センターが第三十条第一項又は第二項の業務として取り扱わせた事務について、独立してその職務を行う。支援センター及び契約弁護士等は、その法律事務の取扱いを受ける者に対し、前項に規定する契約弁護士等の職務の独立性について、分かりやすく説明しなければならない。

(業務方法書)

第三十四条　支援センターは、業務開始の際、業務方略を作成し、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　前項の業務方法書には、次に掲げる事項その他の事務省令で定める事項を記載しなければならない。

二 第三十条第一項第五号の業務及びこれに附
帯する業務に関し、これらの業務の実施に係
る援助の申込みに関する事項及び当該援助を
受けた者の費用の負担に関する事項

三 第三十条第一項第六号の業務及びこれに附
帯する業務に関し、弁護士との契約に関する
事項、国選弁護人等及び国選被害者参加弁護
士の候補の指名及び裁判所に対する通知に関
する事項、第二十九条第四項、第三十九条の
二第三項及び第三十九条の三第三項に規定す
る協力に関する事項並びに第四十三条第一号
に掲げる勘定の管理に関する事項

四 第三十条第一項第九号の業務及びこれに附
帯する業務に関する事項並びに第四十三条第一号
に掲げる勘定の管理に関する事項

五 第三十条第一項第十号の業務及びこれに附
帯する業務に関する事項

六 第三十条第二項の業務に関する事項

七 役員（監事を除く。）の職務の執行がこの
法律又は他の法令に適合することを確保する
ための体制その他支援センターの業務の適正
を行なう業務の内容に関する事項

八 法務大臣は、第一項の認可をしようとする
ときは、あらかじめ、最高裁判所及び評議委員会
の意見を聴かなければならない。

九 法務大臣は、第一項の認可を受けたときは、遲
滞なく、その旨を最高裁判所に通知しなければ
ならない。

十 支援センターは、第一項の認可を受けたとき
は、遅滞なく、その業務方法書を公表しなけれ
ばならない。

十一 法務大臣は、第一項の認可をした業務方法書
が業務の適正かつ確実な遂行上不適当となつた
と認めるときは、その業務方法書を変更すべき
ことを命ぜることができる。

（法律事務取扱規程）

第三十五条 支援センターは、第三十条に規定す
る業務の開始前に、契約弁護士等に取り扱わせ
る法律事務の処理に関する規程（以下「法律事
務取扱規程」という。）を定め、法務大臣の認
可を受けなければならない。これを変更しよう
とするときも、同様とする。

二 法律事務取扱規程には、契約弁護士等による
法律事務の取扱いの基準に関する事項、契約弁
護士等の候補の指名及び通知等）

第三十六条 支援センターは、第三十条第一項第六号の業務の開始前に、国選弁護人等及び国選
被辺者参加弁護士の事務に関する契約約款を定め、法務大臣の認可を受けなければならぬ。

（国選弁護人等及び国選被害者参加弁護士の事
務に関する契約約款）

第三十七条 支援センターは、第三十条第一項第六号の業務に関する事項、国選弁護人等契約弁護士及
び被害者参加弁護士契約弁護士の氏名及び事務
所の所在地その他法務省令で定める事項を関係
する裁判所及び当該弁護士の所属弁護士会に通
知しなければならない。これらの事項に変更があ
つたときも、同様とする。

（国選弁護人等の候補の指名及び通知等）

第三十八条 支援センターは、犯罪被害者等
保護法の規定に基づいて国選被害者参加弁護士
の候補を指名するときは、被害者参加弁護士契
約弁護士の中から指名しなければならない。

二 支援センターは、被害者参加弁護士契約弁護
士の候補の指名及び裁判所に対する通知に関する
事項、報酬及び費用の請求に関する事項、報
酬及び費用の算定の基準及び支払に関する事
項、契約解除その他当該契約約款に基づく契約
の履行のため必要な事項は、法務省令で定める。

三 第三十四条第三項から第六項までの規定は、
第一項の契約約款について準用する。

四 第三十九条第一項が國選弁護人等契約弁護士
が国選被害者参加弁護士に国選被害者参加弁護
士の事務を取り扱わせるものとする。

（国選被害者参加弁護士の候補の指名及び通知
等）

第三十九条 国選弁護人等契約弁護士が国選弁護
士に選任されたときは、刑事訴訟法第三十八条
第二項の規定は、適用しない。

二 前項の場合においては、刑事訴訟費用等に關
する法律（昭和四十六年法律第四十一号）第二
条各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げる
者が国選弁護人に選任されたときは、当該国選
弁護人に係る当該各号に定める費用も刑事の手
続における訴訟費用とする。

一 報酬及び費用が事件ごとに定められる契約
を締結している国選弁護人等契約弁護士 当
該報酬及び費用

（国選弁護人等契約弁護士及び被害者参加弁護
士契約弁護士の氏名等の通知）

第三十九条 支援センターは、第三十条第一項第六号の業務に関する事項、国選弁護人等契約弁護士及
び被害者参加弁護士契約弁護士の氏名及び事務
所の所在地その他法務省令で定める事項を関係
する裁判所及び当該弁護士の所属弁護士会に通
知しなければならない。これらの事項に変更があ
つたときも、同様とする。

（国選弁護人等の候補の指名及び通知等）

第四十条 裁判所若しくは裁判長又は裁判官
は、刑事訴訟法又は少年法の規定により国選弁
護士等を付すべきときは、支援センターに対
し、国選弁護人等の候補を指名して通知するよ
う求めるものとする。

二 支援センターは、前項の規定による求めがあ
ったときは、遅滞なく、国選弁護人等契約弁護
士以外の被害者参加弁護士契約弁護士 犯罪
被辺者等保護法第十四条第四項の規定の例に
より裁判所がその額を定めた旅費 日当、宿泊
料及び報酬

三 前号に規定する国選弁護人等契約弁護士以
外の国選弁護人等契約弁護士 刑事訴訟法第
三十八条第二項の規定の例により裁判所がそ
の額を定めた旅費、日当、宿泊料及び報酬
前項第二号に掲げる国選弁護人等契約弁護士
が国選弁護人に選任された場合において、訴訟
費用の負担を命ずる裁判に同号に定める費用の
額が表示されていないときは、刑事訴訟法第一百
八十八条の規定にかかるわらず、執行の指揮をす
べき検察官の申立てにより、裁判所がその額を
算定する。この場合において、その算定に関す
る手続について必要な事項は、最高裁判所規則
で定める。

四 裁判所又は検察官は、第一項の場合におい
て、国選弁護人に係る訴訟費用の額の算定又は

士の中から、国選弁護人等の候補を指名し、裁
判所若しくは裁判長又は裁判官に通知しなけれ
ばならない。

五 支援センターは、第一項の場合において、刑
事訴訟法第五百条の二の規定により訴訟費用
の求めがあるときは、国選弁護人に係る訴訟費
用の見込額を告げなければならない。

（国選付添人の報酬等請求権の特則等）

第三十九条の二 国選弁護人等契約弁護士が国選
付添人に選任されたときは、少年法第二十二条
の三第四項の規定は、適用しない。

二 前項の場合においては、少年法第三十一条の
規定の適用については、同条第一項に規定する
もののほか、次の各号に掲げる者が国選付添人
に選任されたときは、当該国選付添人に係る當
該各号に定める費用も同項の費用とする。

一 報酬及び費用が事件ごとに定められる契約
を締結している国選弁護人等契約弁護士 当
該報酬及び費用

（国選付添人の報酬等請求権の特則等）

第三十九条の三 被害者参加弁護士契約弁護士
が国選被害者参加弁護士に選定されたときは、犯
罪被害者等保護法第十四条第四項の規定は、適
用しない。

二 前項の場合においては、犯罪被害者等保護法
第十七条第一項の規定の適用については、同項
に規定するもののほか、次の各号に掲げる者が
国選被害者参加弁護士に選定されたときは、当
該国選被害者参加弁護士に係る当該各号に定め
た旅費、日当、宿泊料及び報酬

三 前号に規定する国選弁護人等契約弁護士が
国選被害者参加弁護士に選定されたときは、犯
罪被害者等保護法第十四条第四項の規定は、適
用しない。

二 前号に規定する国選弁護人等契約弁護士が
国選被害者参加弁護士に選定されたときは、犯
罪被害者等保護法第十四条第四項の規定は、適
用しない。

一 報酬及び費用が事件ごとに定められる契約
を締結している被害者参加弁護士契約弁護士 当
該報酬及び費用

（国選被害者参加弁護士の報酬等請求権の特則等）

第三十九条の四 被害者参加弁護士契約弁護士
が国選被害者参加弁護士に選定されたときは、犯
罪被害者等保護法第十四条第四項の規定は、適
用しない。

二 前号に規定する被害者参加弁護士契約弁護
士が国選被害者参加弁護士に選定されたときは、犯
罪被害者等保護法第十四条第四項の規定は、適
用しない。

一 報酬及び費用が事件ごとに定められる契約
を締結している被害者参加弁護士契約弁護士 当
該報酬及び費用

（国選被害者参加弁護士の報酬等請求権の特則等）

| | | | |
|--|--|---|---|
| | | | 3 裁判所は、第一項の場合において、国選被害者参加弁護士に係る費用の額の算定に関し、支援センターに対し必要な協力を求めることができる。 |
| | | | 第四十条 法務大臣は、三年以上五年以下の期間において支援センターが達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定期的に公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。 |
| | | 2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。 | 2 中期目標においては、次に掲げる事項について定期的に公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。 |
| | | 3 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で法務大臣が定める期間をいう。以下同じ。） | 3 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で法務大臣が定める期間をいう。以下同じ。） |
| | | 4 総合法律支援の充実のための措置に関する事項 | 4 総合法律支援の充実のための措置に関する事項 |
| | | 5 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 | 5 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 |
| | | 6 その他業務運営に関する重要な事項 | 6 その他業務運営に関する重要な事項 |
| | | 7 法務大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、最高裁判所及び評価委員会の意見を聴かなければならぬ。 | 7 法務大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、最高裁判所及び評価委員会の意見を聴かなければならぬ。 |
| | | 8 剰余金の使途 | 8 剰余金の使途 |
| | | 9 その他法務省令で定める業務運営に関する事項 | 9 その他法務省令で定める業務運営に関する事項 |
| | | 10 中期目標の期間内に法務大臣が定める期間において支援センターに指示するとともに、公表しなければならない。 | 10 中期目標の期間内に法務大臣が定める期間において支援センターに指示するとともに、公表しなければならない。 |

| | | | |
|--|--|---|---|
| | | 五 短期借入金の限度額 | 六 不要財産（準用通則法第八条第三項に規定する不要財産をいう。以下同じ。）又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 |
| | | 七 前号に規定する財産以外の重要な財産を渡し、又は担保に供しようとするときは、そ | 七 前号に規定する財産以外の重要な財産を渡し、又は担保に供しようとするときは、そ |
| | | 8 の計画 | 8 の計画 |
| | | 9 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲り受けたときは、支援センター及び評価委員会の意見を聴かなければならない。 | 9 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲り受けたときは、支援センター及び評価委員会の意見を聴かなければならない。 |
| | | 10 法務大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、最高裁判所及び評価委員会の意見を聴かなければならない。 | 10 法務大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、最高裁判所及び評価委員会の意見を聴かなければならない。 |

| | | | |
|--|--|---|---|
| | | 三号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中期目標の期間における中期計画の実施状況の調査及び分析を行って、その結果を考慮して行わなければならない。 | 三号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中期目標の期間における中期計画の実施状況の調査及び分析を行って、その結果を考慮して行わなければならない。 |
| | | 四 評価委員会は、第一項の評価を行つたときは、遅滞なく、支援センター及び評価委員会の意見を聴かなければならない。 | 四 評価委員会は、第一項の評価を行つたときは、遅滞なく、支援センター及び評価委員会の意見を聴かなければならない。 |
| | | 五 法務大臣は、第一項の認可をした中期計画が前項第二号から第六号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めることは、その中期計画を変更すべきことを命ずることがができる。 | 五 法務大臣は、第一項の認可をした中期計画が前項第二号から第六号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めることは、その中期計画を変更すべきことを命ずることがができる。 |
| | | 六 支援センターは、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。 | 六 支援センターは、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。 |
| | | 七 各事業年度に係る業務の実績等に関する評価（各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等） | 七 各事業年度に係る業務の実績等に関する評価（各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等） |

| | | | |
|--|--|---|---|
| | | 八 評価委員会は、前項の規定による通知を行つたときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合においては、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を公表しなければならない。 | 八 評価委員会は、前項の規定による通知を行つたときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合においては、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を公表しなければならない。 |
| | | 九 法務大臣は、前項の勧告を受けたときは、遅滞なく、その内容を最高裁判所に通知しなければならない。 | 九 法務大臣は、前項の勧告を受けたときは、遅滞なく、その内容を最高裁判所に通知しなければならない。 |
| | | 一〇 法務大臣は、第一項の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を最高裁判所に通知しなければならない。 | 一〇 法務大臣は、第一項の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を最高裁判所に通知しなければならない。 |
| | | 一一 法務大臣は、第一項の評価を行つたときは、遅滞なく、支援センター及び評価委員会の意見を聴かなければならない。 | 一一 法務大臣は、第一項の評価を行つたときは、遅滞なく、支援センター及び評価委員会の意見を聴かなければならない。 |
| | | 一二 法務大臣は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。 | 一二 法務大臣は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。 |

| | | | |
|--|--|---|---|
| | | 三号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中期目標の期間における中期計画の実施状況の調査及び分析を行って、その結果を考慮して行わなければならない。 | 三号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中期目標の期間における中期計画の実施状況の調査及び分析を行って、その結果を考慮して行わなければならない。 |
| | | 四 評価制度委員会は、前項の規定による通知を行つたときは、遅滞なく、支援センター及び評価制度委員会の意見を聴かなければならない。 | 四 評価制度委員会は、前項の規定による通知を行つたときは、遅滞なく、支援センター及び評価制度委員会の意見を聴かなければならない。 |
| | | 五 法務大臣は、前項の勧告を受けたときは、遅滞なく、その内容を最高裁判所に通知しなければならない。 | 五 法務大臣は、前項の勧告を受けたときは、遅滞なく、その内容を最高裁判所に通知しなければならない。 |
| | | 六 法務大臣は、第一項の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を最高裁判所に通知しなければならない。 | 六 法務大臣は、第一項の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を最高裁判所に通知しなければならない。 |
| | | 七 法務大臣は、第一項の評価を行つたときは、遅滞なく、支援センター及び評価制度委員会の意見を聴かなければならない。 | 七 法務大臣は、第一項の評価を行つたときは、遅滞なく、支援センター及び評価制度委員会の意見を聴かなければならない。 |
| | | 八 法務大臣は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。 | 八 法務大臣は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。 |
| | | 九 法務大臣は、第一項の評価を行つたときは、遅滞なく、支援センター及び評価制度委員会の意見を聴かなければならない。 | 九 法務大臣は、第一項の評価を行つたときは、遅滞なく、支援センター及び評価制度委員会の意見を聴かなければならない。 |
| | | 一〇 法務大臣は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。 | 一〇 法務大臣は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。 |
| | | 一一 法務大臣は、第一項の評価を行つたときは、遅滞なく、支援センター及び評価制度委員会の意見を聴かなければならない。 | 一一 法務大臣は、第一項の評価を行つたときは、遅滞なく、支援センター及び評価制度委員会の意見を聴かなければならない。 |
| | | 一二 法務大臣は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。 | 一二 法務大臣は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。 |

戻しを請求された持分（当該算定した金額が当該持分の額に満たない場合にあっては、当該持分のうち法務大臣が定める額の持分）を、当該請求をした出資者に払い戻すものとする。

4 支援センターが前項の規定による払戻しをしたときは、支援センターの資本金のうち当該払戻しをした持分の額については、支援センターに対する出資者からの出資はなかつるものとし、支援センターは、その額により資本金を減少するものとする。

5 出資者が第二項の規定による払戻しの請求をしなかつたとき又は同項の規定による地方公共団体出資に係る不要財産に係る持分の一部の払戻しの請求をしたときは、支援センターは、払戻しの請求がされなかつた持分については、払戻しをしないものとする。

6 法務大臣は、第一項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

（財産の処分等の制限）

第四十七条の四 支援センターは、不要財産以外の重要な財産であつて法務省令で定めるものを譲渡し、又は担保に供しようとするときは、法務大臣の認可を受けなければならぬ。ただし、中期計画において第四十一条第二項第七号の計画を定めた場合であつて、その計画に従つて当該重要な財産を譲渡し、又は担保に供するときは、この限りでない。

2 法務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

第五節 雜則

（独立行政法人通則法の規定の準用）

第四十八条 独立行政法人通則法第三条、第八条

第一項及び第三項、第九条、第十一条、第十六

条、第十七条、第二十一条第一項、第二項及び

第四项、第二十二条第一項、第二十二条まで、

第二十四条、第二十五条、第二十五条の二第一

项及び第二项、第二十六条、第二十八条の四、

第三十一条、第三十六条、第三十七条、第三十

九条から第四十三条まで、第四十六条、第四十

七条、第四十九条から第五十条の十まで、第六

十四条並びに第六十六条の規定は、支援センタ

ーについて準用する。この場合において、これら

の規定中「主務大臣」とあるのは「法務大

臣」と、「主務省令（当該独立行政法人を所管

する内閣府又は各省の内閣府令又は省令をい

うとするものとする。

見を聴かなければならない。

（財産の処分等の制限）

（原子力規制委員会が所管する独立行政法人については、原子力規制委員会規則と

する。以下同じ。）とあり、及び「主務省令」と、「中期目標管理法人は」とあるのは「日本司法支援センターは」と、「当該中期目標管理法

人との」とあり、及び「当該中期目標管理法人の」とあるのは「日本司法支援センターの」

と、「中期目標管理法人は」とあるのは「日本

司法支援センターは」と、「当該中期目標管理

法人」ととあるのは「日本司法支援センター

と」と、「当該中期目標管理法人役職員」と

あるのは「支援センター役職員」と読み替える

ほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表

の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に

掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える字句

| | | |
|--------------------------------------|---|--|
| 第五十条の (財務大臣との協議) | 第六十四条 この法律 | 総合法律支援法(同法第四十八条において準用するこの法律の規定を含む。) |
| 第四十九条 法務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。 | 一 第三十六条第一項、第四十一条第一項、第四十七条规定第一項ただし書若しくは第二項ただし書、第四十七条の二第一項、第二項若しくは第三項ただし書、第四十七条の三第一項又は第四十七条の四第一項の認可をしようとするとき。 | 二 この法律又は準用通則法の規定により法務大臣に届出をしなければならない場合において、その届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 |

二 第四十一条第一項の規定により中期目標を定め、又は変更しようとするとき。

三 第四十五条第三項又は第四十六条第一項の承認をしようとするとき。

四 準用通則法第四十七条第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

（他の法令の準用）

第五十条 知的財産基本法（平成十四年法律第二十二号）その他の政令で定める法令について、支援センターを国又は独立行政法人通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法人とみなして、これらの法令を準用する。

（法務省令への委任）

第五十一条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、法務省令で定める。

（罰則）

第五十二条 第二十七条（第二十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十三条 準用通則法第六十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした支援センターの役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした支援センターの役員は、二十万円以下の過料に処する。

第五十五条 次の各号の規定に違反した者は、十

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。た

だし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 第三章（第一節第一款及び第三款、第三十一条、第三十二条、第三十三条、第三十七条から第三十九条まで、第四十八条（準用通則法

場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 この法律又は準用通則法の規定により法務大臣に届出をしなければならない場合において、その届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 この法律又は準用通則法の規定により公表をしなければならない場合において、その公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 第二十三条第四項若しくは第五項又は準用通則法第三十九条第三項の規定による調査を妨げたとき。

五 第三十条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

六 第三十四条第六項（第三十五条第三項及び第三十六条第四項において準用する場合を含む。）又は第四十一条第二項第五項の規定による法務大臣の命令に違反したとき。

七 第四十二条の二第二項の規定による報告書の提出をせず、又は報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして報告書を提出したとき。

八 第四十二条の二第二項又は準用通則法第五十条の八第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

九 第四十四条第四項の規定に違反して財務諸表、事業報告書、決算報告書、監査報告又は会計監査報告を備え置かず、又は閲覧に供しなかつたとき。

十 準用通則法第九条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

十一 準用通則法第四十七条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

十二 準用通則法第三十九条第三項の規定による調査を妨げたときは、二十万円以下の過料に処する。

（附則）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 第四条（総合法律支援法第三十四条第二項第二号並びに第三十六条の見出し並びに同条第一項、第二項及び第五項の改正規定に限

り、設立委員又は支援センターは、前項の規定による申出があつたときは、第一項の規定による申出に係る権利及び義務は、民事法律扶助法の廃止の時において支援センターに承継されるものとする。

（民事法律扶助法の廃止に伴う罰則に関する経過措置）

第一条 附則第六条の規定の施行前にした行為に対する民事法律扶助法の罰則の適用については、なお從前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第一条 附則第二条から第五条まで及び前二条に定めるもののほか、民事法律扶助法の廃止に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

（附則）

第一条 附則（平成一六年一一月一日法律第一

（附則）

第一条 附則（平成一七年七月二六日法律第八

（附則）

第一条 附則（平成一九年六月一日法律第六八

（附則）

る)の規定、総合法律支援法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

二 第一条(少年法第二十二条の三の見出し中「検察官が関与する場合」を削り、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に一項を加える改正規定、同法第三十条第四項及び第三十三条第一項の改正規定、同法第三十二条の五の見出しを「(抗告審における国選付添人)」に改め、同条に一項を加える改正規定並びに同法第三十五条第二項の改正規定に限る)及び第四条(総合法律支援法目次の改正規定、同法第三十条第一項第三号、第三十七条、第三十八条並びに第三十九条の見出し及び同条第一項から第三項までの改正規定並びに同条の次に一条を加える改正規定に限る)の規定、総合法律支援法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

附 則 (平成二〇年四月二三日法律第一九号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、犯罪被害者等の権利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十五号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成二二年五月二八日法律第三七号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という)から施行する。

(総合法律支援法の一部改正に伴う経過措置)

第三十条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という)から施行する。

(総合法律支援法の一部改正に伴う経過措置)

第三十一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という)から施行する。

(施行期日)

1 この法律は、前条の規定による改正後の総合法律支援法第四十一条第一項の規定による認可を受けている中期計画については、前条の規定による改正後の総合法律支援法第四十一条第二項の規定にかかるわらず、なお從前の例による。

2 施行日前に日本司法支援センターが行つた財産の譲渡であつて、施行日において前条の規定による改正後の総合法律支援法第四十一条に規定する政府出資等に係る不要財産(金銭を除く)の譲渡に相当するものとして法務大臣が定める

ものは、施行日においてされた同条第二項の規定による政府出資等に係る不要財産の譲渡とみなして、同項から同条第六項までの規定を適用する。この場合において、同条第二項中「納付することができる」とあるのは、「納付するものとする」とする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第三十四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この他の経過措置の政令への委任

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二三年六月二四日法律第七三号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二五年六月一二日法律第七四号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二十二日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年六月一三日法律第六七号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二十六年法律第六六号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六六号)以下「通則法改正法」という)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十四条第二項、第十八条及び第三十条の規定 公布の日

(総合法律支援法の一部改正に伴う経過措置)

第二十条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という)から施行する。

(施行期日)

1 この法律は、前条の規定による改正後の総合法律支援法(以下この条において「新支援法」という)第二十三条第三項、第四項、第六項及び第七項並びに第二十三条の二並びに新支援法第四十八条並びに第二十三条の二並びに新支援法第四十九条の二の規定は、施行日前に生じた事項にも適用する。

2 この法律の施行の際現に日本司法支援センター(以下この条において「支援センター」といいう)の理事長又は監事である者の任期(補欠

の支授センターの理事長又は監事の任期を含む)については、新支援法第四十八条において読み替えて準用する新通則法第二十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (令和二年五月二九日法律第三三号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和三年五月二六日法律第四五号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二五年六月一二日法律第七三号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年六月一三日法律第六七号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二七年五月二五日法律第四八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに附則第六十条中商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第五十二条第二項の改正規定及び附則第百二十五条の規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

第二十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令等への委任)

第三十条 附則第三条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令(人事院の所掌する事項については、人事院規則)で定める。

附 則 (平成二八年六月三日法律第五三号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

2 (罰則の適用に関する経過措置)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日を経過した日から施行する。

附 則 (令和四年五月二五日法律第四八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則（令和六年四月二四日法律第一九号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（日本司法支援センターの業務に関する経過措置）

2 この法律による改正後の総合法律支援法第三十条第一項（第九号に係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行の日以後に行われた犯罪行為による被害について、適用する。

（罰則の適用に関する経過措置）

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。